

美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館桜井邸分館

指定管理者募集要項

美唄市では、美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館桜井邸分館の管理運営について民間事業者等の専門性や創意工夫を活かすことにより、市民サービスの向上と経費の削減を図り、より効率的かつ効果的な運営を図るために指定管理者制度を導入しています。

指定管理期間が令和6年3月31日で終了することから、次期指定管理者（以下「指定管理者」という。）となる団体を次のとおり公募します。

1 施設の概要

(1) 施設の名称 美唄市民会館

施設の所在地 美唄市西4条南1丁目4番2号

設置の目的 市民の集会等の用に供し、社会福祉の増進、生活文化の向上に寄与することを目的とする

施設等の概要

- ・施設本体 美唄市立図書館及び美唄市営温水プールに接続
- ・構造 鉄筋コンクリート造一部3階建
- ・敷地面積 15,289 m²
- ・延床建築 3,338 m²
- ・概要 美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館分館（桜井邸）仕様書（以下「仕様書」といいます。）参照
- ・開館 昭和44年9月5日

(2) 施設の名称 美唄市立公民館

施設の所在地 美唄市西4条南1丁目4番2号

設置の目的 住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする

施設等の概要 市民会館と同じ

(3) 施設の名称 美唄市立公民館桜井邸分館

施設の所在地 美唄市大通西1条北2丁目2番1号

設置の目的 住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする

施設等の概要

- ・施設本体 市指定文化財「旧桜井家住宅」に併設
- ・構造 木造一部2階建

- ・建物面積 415.97 m²
- ・開 設 昭和 61 年 9 月 1 日

2 指定予定期間

指定予定期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

ただし、施設の管理を継続することが適当でないと認められる場合は、指定期間の途中において指定を取り消すことがあります。

3 応募資格

(1) 申請書類の提出時において、美唄市内に本店、支店、営業所等を有する法人またはその他の団体若しくはグループとします。

(2) 次に該当する法人等は応募することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 会社更生法、民事再生法に基づく更生または再生手続きを開始している者。
- ③ 美唄市（以下（市）といいます。）から指名停止処分を受けている者。
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。
- ⑤ 地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）、第 166 条（副市長の兼業禁止）及び第 180 条の 5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者。ただし、地方自治法施行令第 122 条及び 133 条に該当する場合を除く。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団または、美唄市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 4 号）第 2 条第 4 項に規定する暴力団関係事業者。
- ⑦ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、本市に本店、支店、営業所等を有する法人にあっては、法人市民税、固定資産税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

(3) グループ応募の場合の条件

市民サービスの向上または業務の効率的実施を図るうえで必要な場合は複数のグループで応募することができます。ただし、構成団体のすべてが上記の要件を満たしている必要があり、また、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、条件として、次の事項が付加されます。

- ① 代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。
- ② 同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ③ 単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④ 代表となる法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。

4 応募受付期間

(1) 応募受付期間

令和 5 年 9 月 1 日（金）から令和 5 年 10 月 2 日（月）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）（郵送不可）

(2) 応募受付場所

美唄市教育委員会生涯学習課

(3) 応募受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

※募集要項は美唄市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.bibai.hokkaido.co.jp/>

5 説明会

(1) 現地説明会は実施しません。

(2) 施設内容及び業務内容は本要項のほか、美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館桜井邸分館の指定管理に係る仕様書を配布します。

(3) 不明な点は次の「6. 質問」により質問事項として受理し、担当課から回答します。
（必ず FAX 又は電子メールで提出してください。）

6 質問

(1) 受付期間

令和 5 年 9 月 1 日（金）から令和 5 年 9 月 28 日（木）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(2) 受付方法

FAX 又は電子メールで、下記「15. その他」(6) 応募書類の提出先まで提出してください。

(3) 回答方法

質問者及び申込者に FAX 又は電子メールで回答します。

※電話での質問は受け付けません。

7 応募の際に提出する書類

下記の書類を A4 縦型とし、正・副 2 部を持参の方法により提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書（添付書類含む）
- (2) 当該団体の設置主旨、概要がわかる書類（パンフレット等）
- (3) 宣誓書
- (4) 役員名簿
- (5) 指定管理者事業計画書
- (6) 収支計画書、収支計画書積算内訳書
- (7) 定款、寄付行為、規約等（法人以外の団体にあつてはこれらに類する書類）
- (8) 登記簿謄本（法人の場合）
- (9) 印鑑証明

- (10) 当該団体の事業計画書、収支予算書（申請書類提出日の属する事業年度のもの）
- (11) 当該団体の事業実績報告書、収支決算書、（貸借対照表、損益計算書等で申請書提出日の属する事業年度の前年度のもの）
- (12) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、本市に本店、支店、営業所等を有する法人等にあつては法人市民税、固定資産税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書。（過去 1 年分）なお、納税義務がない場合はその旨の申立書。
※その他資料の提出を求める場合があります。
※提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
※指定管理者の候補者を選定する際の公文書は、美唄市情報公開条例に基づく情報公開請求があつた場合、美唄市情報公開条例及び美唄市指定管理者選定情報に係る情報公開基準に関する要綱により公開とします。

8 選定の基準

選定に当たっては、美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条に規定する基準に基づき審査を行います。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 収支計画書の内容が、公の施設の管理費の縮減が図られるものであること。
- (5) その他市長等が別に定める事項（地元雇用・市内発注、地域活動への参加等）

9 管理の基準

(1) 開館時間

① 美唄市民会館及び美唄市立公民館

開館時間 午前 9 時～午後 9 時

休館日 年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）

② 美唄市立公民館桜井邸分館

開館時間 午前 10 時～午後 3 時

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館時間を延長し、または短縮することができます。

(2) 休館日

① 美唄市民会館及び美唄市立公民館

休館日 年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）

② 美唄市立公民館桜井邸分館

休館日 水・日曜日以外の曜日、11 月 1 日～翌年 4 月 30 日

ただし、管理運営上特別の必要がある時は、教育委員会の承認を得て臨時に休館することができます。

(3) 利用の承認等

美唄市民会館管理条例（昭和 44 年条例第 30 号）及び美唄市民会館管理条例施行規則（平成 18 年教育委員会規則第 16 号）、美唄市立公民館条例（昭和 44 年条例第 32 号）及び美唄市立公民館条例施行規則（昭和 55 年教育委員会規則第 3 号）に定める基準に基づき、利用の承認等の業務を適切に実施し、住民等の平等な利用を確保してください。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に規定される「個人情報取扱業者」として同法の定める指定管理者の義務を適切に履行するとともに、住民からの情報開示の申し出に対し適切に対応してください。

(5) 情報公開の取扱い

美唄市情報公開条例（平成 11 年条例第 1 号）に基づき公の施設の管理に関して保有する文書の公開に努めるとともに、住民からの情報開示の申し出に対し適切に対応してください。

(6) その他

物品の調達や再委託の際は、市内の企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めてください。

10 管理業務の範囲及び具体的内容

(1) 施設の管理に関する基本的な考え方

管理運営は、下記の項目に沿って行うこと。

- ① 施設の設置理念に基づき、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- ② 公平性の維持、個人情報の保護を徹底すること。
- ③ 効果的かつ効率的な管理を行い、経費縮減に努めること。
- ④ 施設の主要業務は、再委託しないこと。

(2) 法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、仕様書のほか、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ② 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- ③ 美唄市民会館管理条例（昭和 44 年条例第 30 号）
- ④ 美唄市民会館管理条例施行規則（平成 18 年教育委員会規則第 16 号）
- ⑤ 美唄市立公民館条例（昭和 44 年条例第 32 号）
- ⑥ 美唄市立公民館条例施行規則（昭和 55 年教育委員会規則第 3 号）
- ⑦ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報保護に関する法令
- ⑧ 美唄市情報公開条例（平成 11 年条例第 1 号）
- ⑨ 美唄市行政手続条例（平成 9 年条例第 1 号）
- ⑩ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- ⑪ 美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 15 号）
- ⑫ 美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年 6 月 29 日規則第 24 号）

⑬ その他関係法令・規定等

※ 指定期間中に上記法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとする。

(3) 指定管理者が行う主要業務

指定管理者が行う業務は次のとおりとし、業務の詳細は仕様書のとおりとします。

- ① 施設運営に関する業務
- ② 施設の維持管理に関する業務
- ③ 生涯学習の機会提供に関する業務
- ④ 社会教育活動及び行事の提供機会に関する業務
- ⑤ 指定事業の実施に関する業務
- ⑥ 本施設を活用した提案事業
- ⑦ その他市民会館・公民館の管理運営上必要と認める業務

※ 施設の清掃業務、警備業務などの個別業務を教育委員会の承認を得て第三者に委託することはできますが、指定管理業務の全部または主たる部分を第三者へ再委託することはできません。

また、指定管理者は次の事項を行うことができません。

- ① 使用料の強制徴収
- ② 使用料の減免
- ③ 自動販売機の設置等行政財産の目的外使用許可
- ④ 不服申し立てに対する決定

11 指示事項

(1) 指定管理者は主要業務をはじめとする各業務の重要性を十分に認識し、善良な管理者の注意義務をもって、適正な業務遂行に努めること。

- ① 利用者や地域住民の意見を管理運営に反映させること。
- ② 施設の設置目的に添った適切な事業の提案を行うこと。
- ③ 効率的運営を行うこと。
- ④ 管理運営費の縮減に努めること。
- ⑤ 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。特に、以下の設備に関する保守管理・点検・検査等を行うこと。
- ⑥ 本事業の全部を第三者に委託し、または請け負わないこと。
- ⑦ 毎年度終了後、事業報告書を作成し教育委員会に提出すること。
- ⑧ 業務を行うにあたり作成し、または取得した文書などは教育委員会庶務規定などを参考に、適正に管理・保存すること。

(2) 業務で知り得た個人情報の保護を徹底すること。

(3) 業務中は職務に専念するとともに、服装、言動等に十分注意すること。

(4) 業務遂行にあたって、名目いかんに関わらず、第三者から金品を受受しないこと。

(5) 業務遂行にあたって事故、第三者による加害が発生したとき、あるいはこれらの事態が予見できるときは、適切な処置を講ずるとともに、教育委員会に速やかに報告し、指示を受けること。

- (6) 緊急対策及び防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。また、防火管理者を置き、消防計画を作成し、消防訓練を行うこと。
- (7) 募集事項に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で保険に加入すること。（火災保険は本市で加入します。）
- (8) 利用者及び近隣住民の意見・苦情等に対して、誠意を持って対応すること。
- (9) 美唄市内における雇用の確保及び障がい者雇用に努めること。
- (10) 省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、リサイクルの推進や適正処理に努めること。

12 経費等

- (1) 施設の管理経費及び事業費は予算範囲内で執行すること。
- (2) 各支出は貴団体の積算予算額の範囲で執行すること。
- (3) 事業報告は毎年度終了後 60 日以内に行うこと。
- (4) 教育委員会は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行う。

13 指定管理者に払う委託料

教育委員会は指定管理者に対して、管理業務に必要な経費を予算の範囲内で委託料（指定管理費）として、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に払います。支払方法は協定の定めるところにより分割払いとし、金額及び支払時期についても協定において定めます。委託料（指定管理費）は、市予算確定後に予算の範囲内で協議により決定します。その際改めて収支計画書の提出を求めることもあります。過去3年間の委託料（指定管理費）は別添参考資料のとおりです。

管理業務を適切に実施する中で利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還は求めません。また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても、原則として補てんは行いません。

ただし、経済状況の激変その他特別な事情が生じた場合は、協議により対価の変更を行うことが可能です。

14 選定の方法

- (1) 第1次審査（書類審査）
 - ① 通知日時 令和5年10月中旬
 - ② 通知方法 郵送にて通知
- (2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査合格者から美唄市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）に対して提案内容に関するプレゼンテーションを行います。また、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを行います。その結果に基づき、選定委員会が「8. 選定の基準」に照らして総合的に判断し、指定管理者として最も適当な団体を選定します。

- ① 開催日時 令和5年11月上旬（開催日時は決定次第お知らせします）
- ② 開催場所 美唄市役所

③ 審査結果通知日時 令和 5 年 11 月上旬

④ 通知方法 郵送にて通知

15 その他

(1) 応募の撤回、応募書類の修正について

応募の撤回、応募書類の修正はできません。(軽微な修正は除く)

(2) 指定手続きについて

指定管理者は美唄市議会の議決を経て指定されることとなりますので、議決後速やかに通知いたします。

(3) 協定の締結

教育委員会と指定管理者は業務の実施等に関し、細目的事項について協議のうえ、美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館桜井邸分館の管理に関し協定を締結します。

① 明記する事項

- ・事業計画に関する事項
- ・利用料金に関する事項
- ・美唄市が払う管理費用に関する事項
- ・管理の実施にあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・モニタリングに関する事項
- ・その他市長等が定める事項

② 協定事項の協議

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、又は記載していない事項が生じた場合は、教育委員会と指定管理者が協議のうえ決定することとします。

(4) 業務関連の保険の加入について

① 第三者の損害

施設賠償責任保険等、適切な保険に加入してください。

② 施設及び設備の損害

指定管理者の故意または過失により生ずる賠償責任に対処できるような賠償能力を確保するため

(5) 応募書類の著作権の帰属

応募者が提出した申込書類の著作権は、それぞれの申込者に帰属します。なお、本市が公表等必要と認めるときは申込書類の全部または一部を無償でできるものとします。

(6) 応募書類の提出先及び提出部数

提出先 美唄市教育委員会生涯学習課

提出部数 正・副 2 部

〒072-8660 美唄市西 3 条南 1 丁目 1-1

TEL 0126-62-3132 FAX 0126-62-1088 E-mail shougai@city.bibai.lg.jp

(7) リスク分担

管理業務に係るリスク分担は、次のとおりとします。

項 目	内 容	負 担 者	
		教育委員会	指定管理者
法令・関連制度等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に係る法令及び関連制度の変更	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		○
不可抗力	自然災害による業務の変更、中止、延期等	○	
第三者賠償	本業務を原因とする公害、生活環境の阻害		○
	上記以外	○	
事業の中止・延期	設置者の事由により、業務の全部または一部を中止、延期をした場合	○	
資金調達	運営上必要な投資、資金の確保		○
書類の錯誤	教育委員会が作成した書類に起因するもの	○	
	指定管理者が作成した書類に起因するもの		○
申請コスト	申請に要する費用		○
需要変動	利用者の減少による収入減		○
損害賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○
施設・設備の損傷	施設本体の経年劣化等によるもので、小規模（軽微）なもの		○
	施設本体の経年劣化等によるもので、大規模なもの	○	
備品の損傷	教育委員会貸与備品に係る不可抗力または経年劣化によるもの	○	
	指定管理者の管理の瑕疵によるもの・指定管理者の取得したもの		○
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等		○
	施設本体の改修等による臨時休館等	○	
債務不履行	教育委員会の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
業務引継ぎ	指定期間終了または指定の取消に伴う業務引継経費		○
原状回復	指定期間終了または指定の取消に伴う原状回復		○
保険の加入	施設の設置に関するもの（火災保険）	○	
	自主事業に関するもの		○

セキュリ ティー	指定管理者の警備不備によるもの		○
	上記以外るとき	○	
周辺地域・住 民、施設利用 者への対応	施設利用者及び地域住民からの苦情対応・ 地域との協議		○
	上記以外のもの	○	

参考資料

(1) 美唄市民会館管理条例

(昭和 44 年 8 月 1 日条例第 30 号)

改正 昭和 58 年 3 月 22 日条例第 11 号 平成元年 3 月 31 日条例第 11 号
平成 8 年 6 月 28 日条例第 11 号 平成 9 年 3 月 26 日条例第 7 号
平成 16 年 3 月 25 日条例第 8 号 平成 18 年 10 月 10 日条例第 35 号
平成 21 年 1 月 29 日条例第 4 号 平成 22 年 3 月 19 日条例第 6 号
平成 25 年 12 月 13 日条例第 30 号 平成 30 年 3 月 22 日条例第 1 号
平成 31 年 3 月 26 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、美唄市民会館(以下「会館」という。)の使用及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第 2 条 会館に、館長及びその他の必要な職員を置く。ただし、教育委員会が美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年条例第 15 号)第 6 条第 1 項の規定により会館の指定管理者の指定を行ったときは、この限りではない。

(管理の代行等)

第 3 条 会館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 会館の利用の許可に関する業務
- (2) 会館の維持及び管理に関する業務

(開館時間及び休館日)

第 4 条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで
- (2) 休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(使用の承認)

第 5 条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、承認をする場合において、会館の管理運営上必要があると認めるときは、使用についての条件を付すことができる。

(使用の不承認)

第 6 条 教育委員会は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 建物、設備及び備付物件を、き損又は滅失するおそれのあるとき。

(3) その他会館の管理運営上適当と認め難いとき。

(使用承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用の承認の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 申請書の記載事項に偽りがあったとき。
- (4) 公益上又は管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項によって生じた使用者の損害については、教育委員会は賠償の責めを負わない。

(特別施設等の設置)

第8条 使用者は、その使用にあたって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(使用料)

第9条 会館を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 会館の備付物件の使用料は、別に規則で定める。

(使用料の減免)

第10条 市長が特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用不能になったとき。
- (2) 第7条第4号により使用の承認を取り消した場合
- (3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更の申出があつて、教育委員会がこれについて相当の理由があると認めた場合

(利用料金等)

第12条 指定管理者に会館の管理を行わせる場合にあっては、会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、前3条の規定は適用しない。

3 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

4 利用料金の額は、使用料の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、会館の使用を終えたとき、使用を停止されたとき又は使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において執行し、その費用は、使用者から徴収する。

(損害賠償)

第 14 条 使用者が建物、設備及び備付物件を、き損又は滅失したときは、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(読替規定)

第 15 条 第 3 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 4 条中「教育委員会が必要と認めたときは、」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て」と、第 5 条の見出し中「使用の承認」とあるのは「利用の許可」と、同条中「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「承認」とあるのは「許可」と、第 6 条の見出し中「使用の不承認」とあるのは「利用の不許可」と、同条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「承認」とあるのは「許可」と、第 7 条の見出し中「使用承認」とあるのは「利用許可」と、同条第 1 項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「承認」とあるのは「許可」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、同条第 2 項中「使用者」とあるのは「利用者」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と、第 8 条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会の承認」とあるのは「指定管理者の許可」と、第 13 条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「承認」とあるのは「許可」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、前条中「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、会館に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 美唄市証紙条例(昭和 39 年条例第 27 号)別表中 1 使用料に、次のように加える。

(次のよう略)

附 則(昭和 58 年 3 月 22 日条例第 11 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日以後に会館を使用する者が、施行日前に許可を受け使用料を前納したときは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成元年 3 月 31 日条例第 11 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日以後に会館を使用する者が、施行日前に許可を受け使用料を前納したときは、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年 6 月 28 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 26 日条例第 7 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

(市民会館の使用料に関する経過措置)

- 8 この条例の施行の日以後に会館を使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 3 月 25 日条例第 8 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 10 日条例第 35 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前の美唄市民会館管理条例の規定によりなされた許可は、この条例による改正後の美唄市民会館管理条例の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成 21 年 1 月 29 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後に会館を使用する者が、同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日条例第 6 号)

この条例は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 13 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条の附則を追加する改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(市民会館の使用料に関する経過措置)

14 この条例の施行の日以後に会館を使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの
使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日条例第 1 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から、第 11 条及び第 12 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日か
ら施行する。

(市民会館の使用料に関する経過措置)

12 この条例の施行の日以後に会館を使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの
使用料については、なお従前の例による。

別表(第 9 条関係)

(単位 円)

使用時間区分 ／ 種別		午前 9 時～12 時	午後 13 時～17 時	夜間 18 時～21 時	全日 9 時～21 時
大ホー ル	平日	9,070	11,420	21,780	40,830
	土・日・祝	9,970	15,420	30,490	50,820
大会議室		2,530	3,540	4,420	9,730
会議室	A	1,380	2,020	2,650	5,310
	B	1,380	2,020	2,650	5,310
	C	880	1,130	1,260	3,150
	D	880	1,130	1,260	3,150
小和室	A	620	1,010	1,260	2,650
	B	620	1,010	1,260	2,650
和室		1,260	1,890	2,530	5,060
料理教室		1,890	2,530	3,150	6,320
楽屋	A	1,010	1,260	1,890	3,790
	B	1,010	1,260	1,890	3,790
	C	1,010	1,260	1,890	3,790
	D	1,010	1,260	1,890	3,790
サイドステージ		1,270	1,870	2,460	4,910

浴室	2,530	3,150	3,790	8,210
ホワイエ	1,380	1,770	2,650	5,310

備考

- 1 教育委員会は、会館の運営に支障がないと認めたときは、本表の全日の時間を超えない範囲で、時間の延長を認めることができる。

この場合の使用料は、延長時間 1 時間(1 時間未満は 1 時間とする。)につき、直後の使用時間区分の使用料の 3 割に相当する額とする。

- 2 入場料、会費又はこれに類するものを徴収して、大ホール棟を使用する場合の使用料は、次の各号による。

- (1) 500 円未満の場合 3 割増
- (2) 500 円以上 1,000 円未満の場合 6 割増
- (3) 1,000 円以上 2,000 円未満の場合 8 割増
- (4) 2,000 円以上の場合 13 割増

- 3 入場料又はこれに類するものを徴収して、会議室を使用する場合の使用料は、本表使用料の 5 割増とする。

- 4 商品の販売その他これに類する目的のため使用する場合の使用料は、本表使用料の 8 割増とする。

- 5 営利、営業を目的としない者が、練習のためステージを使用する場合の使用料は、大ホール使用料の 5 割以内の額で、教育委員会が別に定める。

- 6 冬期間(11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで)は、次の各号により暖房料を徴収する。ただし、期間外の暖房使用についても同様とする。

- (1) 一般使用者の場合 本表使用料の 5 割に相当する額
- (2) 本表備考第 2 項、第 3 項及び第 4 項に該当する使用者の場合 本表使用料の 10 割に相当する額

- 7 前各項の規定により積算した使用料又は暖房料に、10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。

(2) 美唄市民会館管理条例施行規則

(平成 18 年 10 月 10 日教育委員会規則第 16 号)

改正 平成 26 年 2 月 5 日教育委員会規則第 3 号 平成 31 年 3 月 26 日教育委員会規則第 3 号
美唄市民会館管理条例施行規則(昭和 44 年規則第 23 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 美唄市民会館管理条例(昭和 44 年条例第 30 号。以下「条例」という。)の施行について
必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により美唄市民会館(以下「会館」という。)の使用の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる期間内に美唄市民会館使用承認申請書(別記様式第 1 号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

(1) 大ホール及び婚礼のために使用する会議室等は、使用日の 9 月前から 7 日前まで

(2) 会議室等は、使用日の 6 月前から 3 日前まで

2 教育委員会は、会館の使用の承認をするときは、美唄市民会館使用承認書(別記様式第 2 号)を交付する。

(特別施設等の承認申請)

第 3 条 条例第 8 条の規定により特別設備等の搬入の承認を受けようとする者は、美唄市民会館使用承認申請書に美唄市民会館特別設備等承認申請書(別記様式第 3 号)を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(備付物件の使用料)

第 4 条 条例第 9 条第 2 項の規定により規則で定める備付物件の使用料は、別表第 1 のとおりとする。

(減免の基準)

第 5 条 条例第 10 条の規定による使用料の減免は、別表第 2 の基準により行うものとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、美唄市民会館使用料減免申請書(別記様式第 4 号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、使用料の減免を決定したときは、美唄市民会館使用料減免決定通知書(別記様式第 5 号)を申請者に交付する。

(使用料の還付)

第 6 条 条例第 11 条ただし書の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。

(1) 条例第 11 条第 1 号及び第 2 号の規定に該当する場合 全額

(2) 条例第 11 条第 3 号に該当する場合は、次の区分による。

ア 大ホール及び婚礼のために使用する会議室等

(ア) 使用日の 3 月前まで 使用料の全額

(イ) 使用日の 1 月前まで 使用料の 5 割

(ウ) 使用日の前日まで 使用料の 3 割

イ 婚礼使用を除く会議室等

- (ア) 使用日の1月前まで 使用料の全額
- (イ) 使用日の10日前まで 使用料の5割
- (ウ) 使用日の前日まで 使用料の3割

2 前項各号のほか、備付物件使用料及び暖房加算料は、全額還付する。

3 使用料の還付を受けようとする者は、美唄市民会館使用料還付申請書(別記様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(備付物件の配置図及びプログラム等の提出)

第7条 会館を会議及び催物等のために使用しようとする者は、使用日の3日前までに、備付物件の配置図及び員数表並びにプログラム及びスケジュール表等を、教育委員会に提出しなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

(使用期間)

第8条 会館の使用期間は、引続き3日をこえることができない。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

(使用者の遵守事項)

第9条 会館の使用承認を受けた者は、その使用について会館職員の指示に従い、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場人員は定員をこえないこと。
- (2) あらかじめ指定された場所以外では火気を使用しないこと。
- (3) 備付物件の取扱い及び入場者の管理を適切に行うこと。

(販売行為等の禁止)

第10条 会館内又はその敷地内においてプログラム以外のものを販売し、又は金品の寄附、募集等の行為を行ない、若しくは行なわせてはならない。ただし、教育委員会の承認を受けた場合はこの限りでない。

(読替規定)

第11条 条例第3条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第2条見出し中「使用承認」とあるのは「利用許可」と、同条中「使用」とあるのは「利用」と、「承認」とあるのは「許可」と、「美唄市民会館使用承認申請書(別記様式第1号)」とあるのは「美唄市民会館利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用日」とあるのは「利用日」と、「美唄市民会館使用承認書(別記様式第2号)」とあるのは「美唄市民会館利用許可書(指定管理者が定めるもの)」と、第3条(見出しを含む。)中「承認」とあるのは「許可」と、「美唄市民会館使用承認申請書」とあるのは「美唄市民会館利用許可申請書」と、「美唄市民会館特別設備等承認申請書(別記様式第3号)」とあるのは「美唄市民会館特別設備等許可申請書(指定管理者が定めるもの)」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「条例第9条第2項の規定により規則で定める備付物件の使用料」とあるのは「備付物件の利用料金」と、第5条中「条例第10条」とあるのは「条例第12条第5項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「美唄市民会館使用料減免申請書(別記様式第4号)」とあるのは「美唄市民会館利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「美唄市民会館使用料減免決定通知書(別記様式第5号)」とあるのは「美唄市民会館利用

料金減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)」と、第6条見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「条例第11条ただし書」とあるのは「条例第12条第6項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用日」とあるのは「利用日」と、「美唄市民会館使用料還付申請書(別記様式第6号)を教育委員会」とあるのは「美唄市民会館利用料金還付申請書(指定管理者が定めるもの)を指定管理者」と、第7条中「使用」とあるのは「利用」と、「使用日」とあるのは「利用日」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条(見出し含む。)中「使用期間」とあるのは「利用期間」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条見出し中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用承認」とあるのは「利用許可」と、「使用」とあるのは「利用」と、「会館職員」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「教育委員会の承認」とあるのは「指定管理者の許可」と、別表第1中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際既にこの規則による改正前の美唄市民会館管理条例施行規則の規定によりなされた許可は、この規則による改正後の美唄市民会館条例施行規則の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成26年2月5日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後に会館の備付物件を使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月26日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後に会館の備付物件を使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

備付物件使用料

(単位 円)

区分	名称		単位	1 区分の使用料
大ホール照明設備関係	調光基本設備		1 式	3, 790
	ボーダーライト (200w×22 灯×3 色)		1 色 1 列	620
	アッパーホリゾンライト (500w×12 灯×4 色)		1 色 1 列	620
	ロアーホリゾンライト (300w×14 灯×4 色)		1 色 1 列	620
	フットライト (60w×12 灯×3 色)		1 色 1 列	370
	ストリップライト		1 本	370
	スポットライト	1kw ハロゲン	1 台	370
		G 球 1kw	1 台	250
	スポットライト	500w ハロゲン	1 台	250
	フットスポットライト (500w ハロゲン)		1 台	250
	パーライト	500w ハロゲン	1 台	250
	マシン用ライト (1kw ハロゲン)		1 台	620
	ソースフォー (575w)		1 台	370
	クセノンピンスポット		1 台	1 時間当たり 1, 380
	エフェクトマシン		1 組	620
	芯無マシン		1 台	370
	種板		1 枚	60
	先玉		1 台	60
	ミラーボール		1 台	620
	星球		1 式	370
	ストロボマシン		1 台	1, 260
	波マシン (3 台 1 組)		1 式	1, 130
	スモークマシン		1 式	880
	SB—5 ハイスタンド		1 本	250
	SB—2 中スタンド		1 本	180
	SP—2—S 小スタンド		1 本	60
	ローベース (円型)		1 台	40
	クリーンカラー		1 式	3, 150
	電源 (1. 5kw)		1 口	250
	電源 (2kw)		1 口	370
	電源 (3kw)		1 口	500
	電源 (6kw)		1 口	1, 260

	持込器具	1 台	250
大ホール音響設備関係	放送基本設備	1 式	3,790
	カセットプレーヤー	1 台	370
	CD プレーヤー	1 台	370
	MD プレーヤー	1 台	370
	コンデンサーマイク	1 本	1,260
	ダイナミックマイク	1 本	370
	ワイヤレスマイク	1 本	1,010
	ワイヤレスピンマイク	1 本	1,260
	ワイヤレスレシーバー(受信機)	1 本	1,010
	外部入力	1 口	230
	残響付加装置	1 台	1,890
	はね返りスピーカー(モニターSP)	1 台	620
	マイクスタンド	大	1 本 120
		小	1 本 60
	フレキシブルスタンド	1 本	250
	ブレスト	1 式	1,260
	アナウンスボックス	1 台	250
大ホール舞台設備関係	金屏風	1 双	1,260
	反響板	1 式	2,530
	山台(30cm×90cm×180cm)	1 台	120
	中割幕	1 枚	250
	大黒幕	1 枚	250
	ホリゾン幕	1 枚	370
	バトン	1 本	250
	司会者台	1 台	500
	指揮台	1 台	120
	指揮者用譜面台	1 台	120
	演台	1 台	620
	グランドピアノ	1 台	3,790
	スクリーン	1 台	1,260
	プロジェクター	1 台	3,790
会議室等設備関係	放送基本設備	CTR・CD 付(大会議室)	1 式 1,510
	スクリーン	大	1 枚 880

	小	1 枚	620
	展示用パネル	1 枚	120
	カセットプレーヤー	1 台	370
	CD プレーヤー	1 台	370
	CD ラジカセ	1 台	620
	ワイヤレスマイク	1 本	1,010
	ワイヤレスレシーバー(受信機)	1 本	1,010
	延長ドラム・コード	1 台	120
	アップライトピアノ	1 台	1,260
	グランドピアノ	1 台	3,790
	ホワイトボード	1 台	250
	シャワー	1 式	780
	プロジェクター	1 式	3,790
	レクチャーアンプ	1 台	1,260
	演台	1 台	370

備考 条例別表備考第 1 項の規定により時間延長を認めたときの備付物件使用料は、延長時間 1 時間(1 時間未満は 1 時間とする。)につき本表使用料の 3 割に相当する額とする(クセノンピンスポットを除く。)。この場合、延長使用料に 10 円未満の端数が生じたときは 10 円未満を切り捨てる。

別表第 2(第 5 条関係)

使用料減免基準

	主催	割合
1	国、道、市又は教育委員会が行事に使用するとき。	免除
2	市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。	7 割減額
3	学校教育、社会教育団体が使用するとき。	5 割減額
4	社会福祉団体が使用するとき。	5 割減額
5	その他前 3 号又は 4 号に準ずる団体が使用するとき。	5 割減額

備考

- 1 行事については、会議、研修会、展示会、発表会等であること。
- 2 大ホール使用は 1 行事につき、2 日間までの減免とする。

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

美唄市民会館使用承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 2 条関係)

美唄市民会館使用承認書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 3 条関係)

美唄市民会館特別設備等承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 5 条関係)

美唄市民会館使用料減免申請書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 5 条関係)

美唄市民会館使用料減免決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 6 条関係)

美唄市民会館使用料還付申請書

[別紙参照]

(3) 美唄市立公民館条例

(昭和 44 年 9 月 30 日条例第 32 号)

改正 昭和 58 年 6 月 27 日条例第 24 号 平成元年 10 月 21 日条例第 31 号
平成 11 年 12 月 17 日条例第 29 号 平成 16 年 3 月 25 日条例第 8 号
平成 18 年 10 月 10 日条例第 36 号 平成 22 年 3 月 19 日条例第 7 号
平成 24 年 3 月 21 日条例第 10 号 平成 25 年 12 月 13 日条例第 30 号
平成 30 年 3 月 22 日条例第 1 号 平成 31 年 3 月 26 日条例第 1 号

美唄市公民館条例(昭和 25 年条例第 1 号)の全部(題名を含む。)を次のように改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 24 条、第 29 条第 1 項及び第 30 条第 2 項の規定に基づき、公民館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 本市に次の公民館を設置する。

- (1) 名称 美唄市立公民館
- (2) 位置 美唄市西 4 条南 1 丁目 4 番 2 号

2 公民館に分館を置くことができる。

(事業)

第 3 条 美唄市立公民館(以下「公民館」という。)は、法第 22 条に規定する事業を行う。

(職員)

第 4 条 公民館に、法第 27 条第 1 項に規定する館長及びその他の必要な職員を置く。ただし、教育委員会が美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年条例第 15 号)第 6 条第 1 項の規定により公民館の指定管理者の指定を行ったときは、この限りではない。

(管理の代行等)

第 5 条 公民館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 公民館の利用許可に関する業務
- (2) 公民館の維持及び管理に関する業務

(開館時間及び休館日)

第 6 条 公民館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで
- (2) 休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(使用の承認)

第7条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、承認をする場合において、公民館の管理運営上必要があると認めるときは、使用についての条件を付することができる。

(使用の不承認)

第8条 教育委員会は、公民館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 建物、設備及び備付物件を、毀損又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他公民館の管理運営上適当と認め難いとき。

(使用承認の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用の承認の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 申請書の記載事項に偽りがあったとき。
- (4) 公益上又は管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項によって生じた使用者の損害については、教育委員会は賠償の責めを負わない。

(特別施設等の設置)

第10条 使用者は、その使用にあたって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(使用料)

第11条 公民館を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、分館の使用料は、無料とする。

(使用料の減免)

第12条 市長が特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第13条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用不能になったとき。
- (2) 第9条第4号により使用の承認を取り消した場合
- (3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更の申出があつて、教育委員会がこれについて相当の理由があると認めた場合

(利用料金等)

第14条 指定管理者に公民館の管理を行わせる場合にあっては、公民館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、前3条の規定は適用しない。

3 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

4 利用料金の額は、使用料の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第 15 条 使用者は、公民館の使用を終えたとき、使用を停止されたとき又は使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において執行し、その費用は、使用者から徴収する。

(損害賠償)

第 16 条 使用者が建物、設備及び備付物件を、毀損又は滅失したときは、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(公民館運営審議会の設置)

第 17 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、第 2 条に規定する公民館に、公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第 18 条 審議会に審議会の委員の互選による委員長、副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 19 条 会議は、委員長が必要と認めるときは、その日時及び場所を会議に付議すべき事案とともに、あらかじめ通知して招集する。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議会の委員の委嘱、定数及び任期)

第 20 条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は 10 人とし、任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、残任期間とする。

3 委員が第 1 項に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解職することができる。

(読替規定)

第 21 条 第 5 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 6 条中「教育委員会が必要と認めたときは、」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て」と、第 7 条の見出し中「使用の承認」とあるのは「利用の許可」と、同条中「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「承認」とあるのは「許可」と、第 8 条の見出し中「使用の不承認」とあるのは「利用の不許可」と、同条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「承認」とあるのは「許可」と、第 9 条の見出し中「使用承認」とあるのは「利用許可」と、同条第 1 項中「教

育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「承認」とあるのは「許可」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、同条第 2 項中「使用者」とあるのは「利用者」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と、第 10 条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会の承認」とあるのは「指定管理者の許可」と、第 15 条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「承認」とあるのは「許可」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 16 条中「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、公民館に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 44 年 10 月 1 日から適用する。

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 美唄市公民館運営審議会条例(昭和 25 年条例第 11 号)

(2) 美唄市公民館集会室使用条例(昭和 25 年条例第 12 号)

附 則(昭和 58 年 6 月 27 日条例第 24 号)

この条例は、(中略)昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 10 月 21 日条例第 31 号)

この条例は、平成元年 11 月 13 日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 17 日条例第 29 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 25 日条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 この条例の施行の日以後に公民館を使用する者が同日前に使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(美唄市民会館管理条例の一部改正)

3 美唄市民会館管理条例(昭和 44 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 18 年 10 月 10 日条例第 36 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前の美唄市立公民館条例の規定によりなされた

許可は、この条例による改正後の美唄市立公民館条例の規定によりなされた許可とみなす。
附 則(平成 22 年 3 月 19 日条例第 7 号)

この条例は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
附 則(平成 24 年 3 月 21 日条例第 10 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 25 年 12 月 13 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条の附則を追加する改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(市立公民館の使用料に関する経過措置)

- 15 この条例の施行の日以後に公民館を使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日条例第 1 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 31 年 3 月 26 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から、第 11 条及び第 12 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(市立公民館の使用料に関する経過措置)

- 13 この条例の施行の日以後に公民館を使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

別表(第 11 条関係)

美唄市公民館使用料

(単位：円)

使用区分		1 時間につき
大ホール		1,450
大会議室		560
会議室	A	290
	B	290
	C	290
	D	290
小和室	A	190

	B	190
和室		290
料理教室		290
サイドステージ		290
ホワイエ		290
2 階ロビー		190
楽屋	A	190
	B	190
	C	190
	D	190

備考

- 1 公民館の運営に支障がないと認めたときは、時間を延長することができる。この場合の延長時間の使用料は、1 時間未満は 1 時間として計算する。
- 2 冬期間(11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで)は、暖房料として使用料の 5 割に相当する額(10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)を徴収する。期間外において、暖房を使用する場合も同様とする。

(4) 美唄市立公民館条例施行規則

(昭和 55 年 5 月 8 日教育委員会規則第 3 号)

改正 昭和 58 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号 昭和 61 年 8 月 22 日教育委員会規則第 3 号
昭和 63 年 11 月 25 日教育委員会規則第 6 号 平成元年 10 月 13 日教育委員会規則第 13 号
平成元年 10 月 13 日教育委員会規則第 15 号 平成 8 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号
平成 16 年 1 月 22 日教育委員会規則第 4 号 平成 18 年 10 月 10 日教育委員会規則第 15 号
平成 22 年 3 月 19 日教育委員会規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、美唄市立公民館条例(昭和 44 年条例第 32 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(分館の設置)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規定による分館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(使用手続等)

第 3 条 美唄市立公民館(以下「公民館」という。)を使用しようとする者は、使用する 3 日前までに美唄市立公民館使用承認申請書(別記様式第 1 号)を教育委員会に提出し、使用の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の申請により使用を承認したときは、使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、美唄市立公民館使用承認書(別記様式第 2 号)を交付する。

3 使用者が使用にあたって特別の設備を設け、又は物件を搬入しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 4 条 使用者は、この規則で規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けた目的以外に使用し、又は転貸しないこと。
- (2) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 承認を受けた設備、備品以外のものを使用しないこと。
- (4) 特に承認を受けたもののほか、公民館内外において物品の販売をし、若しくは金品の寄附募集等の行為をし、又はさせてはならない。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(減免の基準)

第 5 条 条例第 12 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催又は共催する行事に使用するとき。免除
 - (2) 小、中学校が教育目的で使用するとき。免除
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、美唄市立公民館使用料減免申請書(別記様式第 3 号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、使用料の減免の可否を決定したときは、美唄市営公民館使用料減免決定通知書(別記様式第 4 号)を申請者に通知しなければならない。

(指定管理者に関する読替規定)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 3 条見

出し中「使用手続等」とあるのは「利用手続等」と、同条中「使用」とあるのは「利用」と、「美唄市立公民館使用承認申請書(別記様式第1号)」とあるのは「美唄市立公民館利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「承認」とあるのは「許可」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「美唄市立公民館使用承認書(別記様式第2号)」とあるのは「美唄市立公民館利用許可書(指定管理者が定めるもの)」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、第4条見出し中「使用者」とあるのは「利用者」と、同条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「承認」とあるのは「許可」と、「使用」とあるのは「利用」と、第5条中「第12条」とあるのは「第14条第5項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と、「美唄市立公民館使用料減免申請書(別記様式第3号)」とあるのは「美唄市立公民館利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「美唄市立公民館使用料減免決定通知書(別記様式第4号)」とあるのは「美唄市立公民館利用料金減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)」と読み替えるものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月31日教育委員会規則第6号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年8月22日教育委員会規則第3号)

この規則は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則(昭和63年11月25日教育委員会規則第6号)

この規則は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則(平成元年10月13日教育委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年10月13日教育委員会規則第15号)

この規則は、平成元年11月13日から施行する。

附 則(平成8年4月1日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成16年1月22日教育委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年10月10日教育委員会規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際既に改正前の美唄市立公民館条例施行規則の規定によりなされた許可は、この規則による改正後の美唄市立公民館条例施行規則の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

名称	位置
美唄市立公民館拓北分館	美唄市字上美唄原野 3732 番地 6
美唄市立公民館南美唄分館	美唄市字美唄 1718 番地 355
美唄市立公民館桜井邸分館	美唄市大通西 1 条北 2 丁目 2 番 1 号

様式省略

[別紙参照]